明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告大量破壊兵器関連計画等関係者を公告する件（**国家公安委**二）　一
○北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件の一部を改正する件（**外務**九）
○富山県及び石川県における関税に関する申請期限等を延長する件（**財務**二二）　二
○富山県及び石川県における国税に関する申告期限等を延長する件（**国税庁**一）
○令和六年能登半島地震による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件（**同**二）
○富山県及び石川県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（**厚生労働**三）
○富山県及び石川県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（**同**四）　三